

4月定例会教育委員会 会議録

1、開催日時 令和5年4月26日（水）午後2時00分から午後3時50分

2、開催場所 市役所2階 第一会議室

3、出席委員の氏名

教育長 小林 正人

職務代理者 三枝 泰子

委員 小俣 和英、小笠原 幸夫、村上 憲司、弓指 恵子

委員以外で出席した職員

教育委員会教育次長、学校教育課長、生涯学習課長補佐、学校教育課長補佐

4、教育長開会宣言

5、会期の決定

6、今回会議録署名委員

三枝 泰子委員・弓指 恵子委員が指名される。

7、前回の会議録の承認

職員が3月定例会会議録を朗読し、一部修正の上、承認される。

8、報告

①教育長報告

令和5年3月28日から令和5年4月25日までの教育長活動が報告された。

②指定校変更及び区域外就学について

学校教育課長より

指定校変更1件、区域外就学1件について資料に基づき説明を行い、申請事由が適正であることから、また区域外就学先の教育委員会より承諾が得られていることから、承認・承諾を行った旨の報告がなされた。

9、議事

議第1号 社会教育委員・公民館運営審議会委員の委嘱について

教育次長より

社会教育委員・公民館運営審議会委員の任期満了に伴う、新たな委員について都留市社会教育委員に関する条例、都留市公民館運営審議会委員規則の規定により教育委員会の承認が必要なことから提案するものです。

なお、社会教育委員と公民館運営審議会委員については二つの委員を併任していただいているため、同時に提案させていただいております。任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となり、学校教育及び社会教育の関係者、学識経験者等から選出しております。ご承認をお願いいたします。

小林教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

【原案のとおり決定】

議第2号 学校評議員の委嘱について

学校教育課長補佐より

学校評議員につきましては、都留市立小・中学校管理規則第9条の3の規定により校長の推薦により、教育委員会が委嘱することとなっていることから提案するものです。

定数につきましては、学校ごと5人を基準とし、校長が定められており、任期につきましては、委嘱の日から当該年度の3月31日までとなっています。令和5年度は、都留第一中学校が4名、その他の学校が5名の計49名の推薦を受けております。ご承認をお願いいたします。

小笠原委員

継続して学校評議員を務めている方が多いようだが、再任は認められているのか。

学校教育課長

都留市立小、中学校学校評議員設置要綱第3条第3項により、再任することができ

ることとされております。

学校教育課長補佐

学校評議員については、できる限り幅広い分野から推薦するものとされており、学校長には、概ね3年程度で新たな方を推薦するよう依頼しておりますが、担い手がなかなか見つからない状況もあり、再任が継続している状況となっております。

小俣委員

現役の校長が他校の評議員として推薦されているが、問題はないのですか。

学校教育課長補佐

学校評議員設置要綱では、現役の校長が他校の評議員となることを制限する規定は無く、問題は無いと考えております。小中の連携を図るため、同一学区内の小中学校で校長が相互に評議員となることが慣例となっている地区もございます。

小林教育長

現在、谷村第二小学校、宝小学校が令和6年度の学校運営協議会の設置に向け準備を進めております。また、今後は全小中学校への学校運営協議会設置を進めていくこととしていることから、学校評議員については、いずれは設置が無くなる可能性があることをご承知おきください。

小林教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

【原案のとおり決定】

議第3号 教育研修センター運営委員の委嘱について

学校教育課長補佐より

教育研修センター運営委員会設置要綱第3条の規定により、教育委員会の職員2名、都留市協議会役員12名の委員14人で組織し、教育委員会が委嘱又は任命することから提案するものとなります。

なお、委員の任期1年としており、令和5年度は、教育委員会より教育次長、学校

教育課長の2名、都留市教育協議会より、校長会4名、教頭会4名、教育会より4名を委員に委嘱・任命することを予定しております。ご承認をお願いいたします。

小林教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

【原案のとおり決定】

議第4号 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う所管施設のガイドラインについて

教育次長

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が現在の2類相当から季節性インフルエンザ等と同じ5類に変更されることから、生涯学習課所管の各施設においてそれぞれの状況に合わせて設けておりました「新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」について、5月8日をもって廃止しようとするものです。

なお、当面は施設入り口での検温、手指消毒については継続してまいります。また、ガイドラインの撤廃により、夜間利用を21時までに制限しているまちづくり交流センターは、22時まで利用可能となりますが、高齢者が多く利用する施設であることから、マスクの着用については個人の判断となりますが、三密の回避等の基本的感染防止対策については、継続して利用者に依頼していく予定です。

ガイドラインの廃止について、ご承認をお願いいたします。

小笠原委員

5月8日以降、濃厚接触者等については、濃厚接触者であっても登校に制限がなくなることとなるが、濃厚接触者数等について把握し、学校現場では状況に応じた慎重な対応をとるよう、小中学校に指示をお願いします。

小林教育長

GW明けには、修学旅行や遠足などが予定されていることから、5類になったからといって気を抜くことが無いよう、十分な対応を行うよう校長会で指示をしていますが、休校措置などがおこらないよう、今後も指導してまいります。

以上の発言あり。

小林教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

【原案のとおり決定】

10、その他

教育次長

(1) 令和5年度社会教育関係概要について

学校教育課長

(2) 令和5年度学校教育関係概要について

○総合教育会議で説明を受けた探求型学習塾と放課後子ども教室などの事業内容が重複しているように感じられた。対象者は同じ子どもとなるので、今後は一体化して取り組むことが可能か、検討されたいとの意見が出された。

○年度当初に教職員の新型コロナウイルス感染により、1週間の休業措置となった学校があった。その間の学習をしっかりと補完するよう意見がだされた。

○旭小学校統合後の児童の様子を把握し、学校統廃合がもたらすメリット、デメリットを検証していくことが、今後の小中学校の適正規模・適正配置を行う上で重要となるため、児童の状況把握やスクールカウンセラーの活用などによるフォローをしっかりとっていくよう意見が出された。

以上のとおり、報告するとともに意見が出された。

【 了 知 】

11、教育長閉会宣言